

職業相談確認票(後期：16日～末日)

①ハローワーク等での相談など 1回以上

②応募 2件以上

上記①・②の活動を記録し7日（閉庁日の場合はその前日）までに来庁し面談時に提出してください。（面談受付時間：平日午前9時30分～午後4時まで）

受給者 No. _____
氏 名 _____
電話番号 _____
求職番号 _____

相談日	窓口 確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 4. 応募 2. 職業紹介 5. 面接 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 4. 応募 2. 職業紹介 5. 面接 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 4. 応募 2. 職業紹介 5. 面接 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 4. 応募 2. 職業紹介 5. 面接 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 4. 応募 2. 職業紹介 5. 面接 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口において支援を受けた場合は、担当者から所要事項の記入と確認印の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。

※公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、担当者は特記事項欄にその旨記入してください。（特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。）

※本票は、自立相談支援機関の支援員等との毎回の面接時に必要になるので紛失しないよう注意すること。

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の支援員等との面接時に提示すること。